

大和市条例第3号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第3号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年大和市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2、1の項中「地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎

となる事項又は徴収に関する情報」を「地方税関係情報」に、

下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの

を

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表4の項中

障害者関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表5の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは

進学準備給付金」を加え、「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同表6の項事務の欄中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加え、同表22の項中「保健事業」を「同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業」に改め、同表23の項中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同表28の項中「生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報」を「生活保護関係情報」に、「第55条の5」を「第55条の6」に改める。

別表第3、2の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同表8の項及び9の項中「第55条の5」を「第55条の6」に改める。

附 則

この条例中別表第2、22の項の改正規定は令和2年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。